

農の広場

登米市農業委員会だより

特別号
令和7年12月



登米市農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

皆様には、日頃より農業委員会活動について、ご理解とご支援をいただきありがとうございます。

現在の農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が、令和8年7月23日に満了することに伴い、新たな委員の募集を行いますのでお知らせいたします。

この募集は、それぞれの規則に基づいて行われます。**推薦・応募の受付期間は令和7年11月25日（火）から令和7年12月24日（水）まで**、新たな任期は令和8年7月24日から令和11年7月23日までとなります。

なお、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、どちらか一方の委員にしかなれません。

登米市農業委員会

農業委員 24人

↔連携↔

農地利用最適化推進委員 30人



農業委員募集内容

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項やその他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人を募集します。

農業委員	
募集人数	24人
応募資格	<p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、特別の事情があるときは、この限りではありません。</p> <p>(2) 市の常勤の職員でない者 なお、下記のいずれかに該当する者は、農業委員になることができません。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>
応募方法	<p>推薦（農業者3人以上の連名又は団体等による推薦）または自ら応募による。規定の様式に記入し、必要書類を添えて登米市農業委員会へ提出してください。</p> <p>※規定の様式は、登米市農業委員会事務局、各総合支所で用意しています。また、登米市農業委員会ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することはできません。</p>
応募受付期間	<p>令和7年11月25日(火)～令和7年12月24日(水)</p> <p>※ただし、応募が定数に満たない場合は、募集期間を延長します。 (ホームページでお知らせします。)</p>
応募状況の公表	受付期間中（令和7年12月10日頃）及び期間終了後ホームページで公表します。
選任の方法	<p>市長は、登米市農業委員会委員選考委員会に候補者の選考を求め、候補者を決定し、登米市議会の同意を得て任命します。</p> <p>※選任に当たっては、認定農業者が委員の過半数を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない人が含まれること、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこととされています。</p>
役割と主な業務	<p>総会議案審議、現地調査等 地域計画の目標地図実現に向けた取り組み 農業者年金加入促進 家族経営協定推進 農業経営継承の支援 農業委員会だより等による情報提供 農地等の利用最適化の指針策定 農地等の利用の最適化活動に係る取組み 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出 農家相談の実施 各種会議、研修会への出席</p>  <p style="text-align: center;">— 総会の様子 —</p>
任期	令和8年7月24日から令和11年7月23日まで（3年間）
身分	特別職の非常勤職員
報酬	月額 46,000円 活動実績に応じた額（年額） 557,400円以内

農地利用最適化推進委員募集内容

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる人を募集します。

農地利用最適化推進委員	
募 集 人 数	30人（区域による定数は4ページに掲載しています。）
応 募 資 格	<p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、特別の事情があるときは、この限りではありません。</p> <p>(2) 市の常勤職員でない者 なお、下記のいずれかに該当する者は、農地利用最適化推進委員になることができません。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行をうけることがなくなるまでの者</p>
応 募 方 法	<p>推薦（農業者3人以上の連名又は団体等による推薦）または自ら応募による。規定の様式に記入し、必要書類を添えて登米市農業委員会へ提出してください。</p> <p>※規定の様式は、登米市農業委員会事務局、各総合支所で用意しています。また、登米市農業委員会ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することは出来ません。</p>
応募受付期間	<p>令和7年11月25日（火）～令和7年12月24日（水）</p> <p>※ただし、応募が定数に満たない場合は、募集期間を延長します。 (ホームページでお知らせします。)</p>
応募状況の公表	受付期間中（令和7年12月10日頃）及び期間終了後ホームページで公表します。
選 任 の 方 法	農業委員会が候補者の選考、委員の決定を行い委嘱します。
役割と主な業務	<p>〈担当区域内の活動〉</p> <p>地域計画の目標地図実現に向けた取り組み</p> <p>担い手への農地の集積・集約化（中間管理機構との連携）の推進</p> <p>農地利用状況調査（担当区域の全農地の利用状況を調査すること）の実施</p> <p>遊休農地化している農地の所有者への意向調査の実施</p> <p>農業上の利用の確保（遊休農地対策等）</p> <p>新規就農、新規参入の促進</p> <p>農地パトロールの実施（毎月）</p> <p>農家相談の実施</p> <p>各種会議、研修会への出席</p>  <p style="text-align: center;">— 農地利用状況調査の様子 —</p>
任 期	令和8年7月24日から令和11年7月23日まで（3年間）
身 分	特別職の非常勤職員
報 酬	月額 46,000円 活動実績に応じた額（年額） 557,400円以内

農地利用最適化推進委員が担当する区域と定数

区域名	担当区域		定数
第1地区	登米市迫町	佐沼及び森の区域	1人
第2地区		新田の区域	2人
第3地区		北方の区域	2人
第4地区	登米市登米町	日根牛の区域	1人
第5地区		日根牛区域を除く区域	1人
第6地区	登米市津山町	柳津の区域	1人
第7地区		横山の区域	1人
第8地区	登米市東和町	米川の区域	1人
第9地区		錦織の区域	1人
第10地区		米谷の区域	1人
第11地区	登米市中田町	石森の区域	2人
第12地区		宝江の区域	1人
第13地区		上沼の区域	2人
第14地区		浅水の区域	1人
第15地区	登米市豊里町	鶴波三区の区域	1人
第16地区		山通りの区域	1人
第17地区		鶴波三区・山通り区域を除く区域	1人
第18地区	登米市米山町	善王寺の区域	1人
第19地区		桜岡の区域	1人
第20地区		西野の区域	1人
第21地区		中津山の区域	1人
第22地区	登米市石越町	石越町の区域	2人
第23地区	登米市南方町	東郷地区の区域	1人
第24地区		西郷地区の区域	1人
第25地区		東郷・西郷区域を除く区域	1人

※第13地区（中田町上沼の区域）については、欠員募集もしています。詳細はホームページをご覧ください。

問い合わせ・提出先

登米市農業委員会事務局 農政総務係

住所：987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地 登米市役所中田庁舎2階

電話：0220-34-2317

メールアドレス：noui@city.tome.miagi.jp

ホームページ：<https://www.city.tome.miagi.jp/shisejoho/noringyo/nogyoinkai/index.html>

